

会報ふくおか

福岡県土地家屋調査士会

平成 27年 9月

目 次

・ 研修部より	副 会 長 津野 伸行 ……………1
・ 甲子園を見ていて	総 務 部 長 秋吉 正道 ……………2
・ 財務部より	財 務 部 長 末松 敏行 ……………3
・ 業務部より	業 務 部 長 日高 秀則 ……………4
・ 社会事業部より	社会事業部長 小柳 旭 ……………5
・ 広報部より	広 報 部 長 村山 隆徳……………6
・ 遺言書にも所有地の境界杭の記述をお忘れなく	行 橋 支 部 中村 洋二 会員 ……7
・ 回し蹴りの女	久 留 米 支 部 石 木 喬(ペンネーム) ……8
・ 「続」ロバート議事法とは？	八 女 支 部 松 尾 努 会 員 ……9
・ 二宮金次郎の足跡	西 福 岡 支 部 山 本 繁 樹 会 員 ……17
・ RKB ラジオ CM(問題提起編)	広 報 部 ……18
・ RKB ラジオ CM(問題解決編)	広 報 部 ……18

研修部より

直方支部 津野伸行

第1回全体研修会をなんとか開催できました事を、皆様にお礼申し上げます。

またみなさんご協力、ご提案を得て、第2回、第3回を開催したいと思います。

みなさんの研修を、企画したくて研修部に来ましたが、まだ何にもできていません、

支部とは規模、人員が違いあまりの違いに、驚きの毎日です。講師陣、会場、人数、スタッフと

会場探し、日程調整、講師依頼、機器設定、当日の運営すべて各理事のみなさん、事務局の皆さん、

一般会員のみなさんに助けられています。

当初思っていた一人一人が考えて、各人が答えを探しお互いの先生方が講師であり学習の場を作る、

すべての会員が講師であり学習者となる

そんな研修会が全体研修会、各三地区で、各支部で開催される事を願っております。

また全体研修会が次に繋がり網目のように各支部に広がる研修会になればよいのですが、

まずは前年度から企画されている全体研修会を皆様のご協力で実施する事が目標です。

WEB研修を全支部で開催する事が可能です。

いつの日か全ての支部がWEB研修に参加されて全体研修会が開催される日を願っております。

甲子園を見ていて

総務部長 秋吉正道

本年度より総務部部長を務めることとなりました秋吉です。

さて、私は今、甲子園で戦っている我が母校をテレビの前で応援しながら、この原稿を書いています。お互いに点を取ったり、取られたりのシーソーゲームの展開にハラハラドキドキです。笑ってしまうぐらい真っ黒になりながら、自分たちの勝利を信じて、全力でプレーし、最後まであきらめない姿勢は高校生ながら頭が下がる思いです。そして、勝って喜ぶ顔、負けて土と涙でぐちゃぐちゃな顔を見ていると、それだけ一生懸命しているのだなと微笑ましく思います。

こうした高校生の姿をみて、私もあらためて土地家屋調査士という専門職として研鑽を積み重ねていく努力をしていきたいと思います。さらに今回、総務部長という場を与えていただき、今まで経験したことのないことを経験し、色々な方と知り合うことにより、母校の後輩たちにも負けられないように成長していきたいと思います。

そして、自分が成長することにより、会員の皆様のお役に立てるよう、また県会運営がスムーズに進むように務めてまいりたいと思います。

最後に会員の皆様におかれましては、今後とも県会の運営に格別のご配慮・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

因みに、勝敗は乱打戦を制し、サヨナラ勝ちしました。

財務部より

財務部長 末松敏行

本年度より財務部長を勤めさせていただくこととなりました末松と申します。

昨年までは研修部理事として会務を担当させていただきましたが、財務部で長らく実績を積んでこられた佐藤副会長の指導を仰ぎながら福岡県会700名弱になる皆様の会費でもって運営担当していく重みを感じつつ会務に勤しんでいきたいと思っております。

財務部の運営方針は

- 1、事業予算の執行状況の把握助言
- 2、福利厚生及び共済事業の充実
 - A,国民年金基金の加入促進
 - B,親睦事業への支援
 - C,健康に関する支援
- 3、会館の有効利用の検討
- 4、会計監査事務への対応

です。今まで総会の報告等で粗方の財務の流れは把握していたつもりでしたが、月々の収支の出入をチェックしながらもっと細かいところまで把握し、より良い活用のための助言をしていけるように務めていきたいと思っています。また何よりも皆様福岡会を発展させていこうという声に応えていく会務担当者として取り組んでいく所存であります。

ご指導の程宜しくお願いいたします。

業務部より

業務部長 日高秀則

はじめに、田川支部の皆様が若輩者の私を県会に送りだして頂きましたことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

このたびの業務部長を命じられました日高と申します。

業務部理事の仕事は2期4年携わってまいりました。

これまでの様に「与えられた仕事をこなす」のではなく、今後は業務部の舵取り役として力の限りを尽くす決意です。

本年度の業務部の活動といたしましては、過去の事務連絡協議会のまとめや93条報告書の改定(予定)など、会員の皆様により良い情報提供をして参りたいと思います。

1期2年という短い期間ではございますが、何卒宜しく願いいたします。

社会事業部より

社会事業部長 小柳 旭

本年度より社会事業部の部長を務めさせていただくことになりました。

前期は研修部に所属し、全体研修会や有料研修会、新人研修会等の運営をやってきました。今期は私が今までほとんど関わってこなかったことを内容とする事業を担当することになり、不安でいっぱいです。

5月末の就任より約2ヶ月が経過しましたが、なかなか会務運営について慣れることができず、戸惑ってばかりいます。社会事業部の理事の皆様、ADR運営委員の皆様、日野副会長、事務局職員のご協力の下、何とか進めている状態です。

社会事業部は今年度より新設され、主な事業の内容は、ADR、社会連携講座、専門研究所、専門職団体連絡協議会、筆界特定、災害協定、資料センター等と多岐に渡ります。一つ一つじっくりと進めていこうと考えております。

最後に、社会事業部の事業は会員皆様のご協力をいただかなければ成り立ちません。社会連携講座は対外的な事業でもありますので、運営を滞らすことはできないので、もう少し講師をしていただける先生方が増えてくださればと思っております。また、専門研修所につきましても研究員として積極的にご参加いただければと思っております。筆界調査員につきましても、任期の更新時期にあたりますので、現在職に就いていただいている先生方にはぜひとも更新をしていただき、新しく筆界調査員になられる先生方も増えていただければと思っております。

1期2年何卒宜しくお願いいたします。

広報部より

久留米支部 村山隆徳

本年度より、調査士会広報部の部長職を拝命致しました、久留米支部の村山隆徳と申します。昨年までの二年間は理事として、広報部に在籍しておりましたが、いざ部長職となると何もかもが初めての経験であり、色々と他の理事及び事務局の方々にはご迷惑をお掛けしているところですが、少しでも早く会の役に立てるよう頑張っていきたいと思っております。

さて、私が考えている、福岡県土地家屋調査士会広報部の役割としては、会員の皆様方に調査士会並びに調査士制度の情報をいち早く周知できるよう努める内部に向けての広報活動がひとつと、調査士という制度を広く一般の皆様方に認知していただき、土地や建物に関する問題が発生すれば、調査士に相談しなくてはと思っていただけるよう、外部に向けての広報活動という2つの大きな役割があると理解しております。

内部に向けての広報は、各部との連動及びホームページ等で会員様が欲しい時にすぐに情報が提供できるようなシステムを目指し活動していきたいと思っております。

外部に向けての広報は、日調連とその活動が一部重複している部分もあると思っておりますが、福岡会としては、まずは会員の皆様の業務に少しでも有益になるよう考えて、広報活動を行っていきたいと思っております。また九州ブロック内においては、福岡会は他会より会員数が多いこともあり、広報の予算も多く計上させていただいている状況ですので、他会ではできない様な事業を企画し有益に利用出来るよう、各部員が知恵を出し合い活動させていただきたいと思っております。

県調査士会の一員として、微力ではありますがその発展のために努めて参りたいと思っておりますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

遺言書にも所有地の境界杭の記述をお忘れなく

行橋支部 中村洋二

先日、〇〇町××番の土地を分筆する為の復元測量をしていた時の事です。

道路対測地の所有者から「何の測量をしているのかと？」問われました。

「この土地を分筆登記の測量を依頼されて測量している。」と答えると、

また、「これは、何のしるしか？」と問われました。

「これは、この地図の通りに土地境界の杭を復元しているのです。」と返事をすると、

「この杭の位置では、ここにある九電の電柱の位置が私の敷地の中でなくなる、私は亡父から、この家を新築する時、九電から敷地内に電柱を立てさせてください。との要望があり、敷地に立っていると聞いている。それに何年もいくらかの賃貸料ももらっている」と言われました。私は、「今、道路の管理は町がしていて、今度町の職員がここに来て立会をするので、相談されたらどうですか？」と提案すると。「立会日は勤務で行かれないので、しるしをして欲しい」と言われたのでした。

後日、現地に来て「この家を亡父が建てた時私は中学生で、境界には何の関心も持っていなかった」

「この度こんな杭を打たれて驚いている、亡父が敷地購入時にきちんと境界杭を打っていたら、こんなことに頭を使わなくてもよかったのになあ」と言われ、俺は、子供にはこんな目に合わせない様に遺言書に記録を書いておこう。

皆様、土地家屋調査士は遺言書にも、所有地の境界杭の記録をお忘れなく。

回し蹴りの女

久留米支部 石 木 喬 (ペンネーム)

最近、警察の取り締まりが一段と厳しくなり、久留米歓楽街の文化街は風物詩のように馴染んでいた客引きの姿もほとんど見る事ができないで灯の消えたようになっている。

以前は文化街を生活の場としていたホームレスのよっちゃん、文化街を生業にしていたたかちゃんも最近では元気がなく、客引きの兄さん同様余り姿も見えない。

夫婦ゲンカが絶えなかった餃子屋の夫婦も今では一層夫婦仲が悪くなり中々子供を作った時のラブラブの状態には戻りそうにない。何とか元の夫婦仲に戻してやろうと思ひ、話しかけるのではあるが、最近では子供まで巻き込んだ騒ぎに発展していく。

そんな訳で私の自宅から文化街を通り過ぎ、西鉄久留米駅周辺が私の現在のどまぐれ先である。面白い店を開発した。元暴走族姉がお店のママである。昔とった杵柄とやらで、飛び込みでその店に入った時は一瞬後ずさりしたが何回かその店に通う度にママの優しさが身に沁みるようになってきた。完全に足を洗っているみたいだ。

この原稿のタイトルの回し蹴りの女は暴走族出身のこのママではない。以前西鉄久留米駅界隈で騒いでいた店に女の方から話しかけてきた、防衛大を卒業したばかりの若若しい女性のことである。

その日この店で楽しんでいたのは私と地元経済団体の副会長と地元企業の社長の三人組であった。三人でワイワイ騒いでいたら、うら若い女性が突然話し掛けてきたもので、三人のおじちゃん達は誰ひとり反対せず鼻の下を瞬間的に伸ばし一緒に騒ぎまくった。この地域では安心して騒ぐことができる。騒ぎの最中に三人組の誰かが防衛大出身の女性にお尻を触ったとかで回し蹴りを食らい、このタイトルになった訳ではない。品位は十分に保っていた。この女性の出身である防衛大を敬うあまり、咄嗟に私がネーミングしたものである。

四人組で深夜までワインをたらふく飲み、カラオケまでその兵隊さんの斥候で付き合ってしまう、一週間後の焼鳥屋集合まで三人のおじちゃん達は約束させられた。こんなたくましい人が自衛隊を指導したら日本の防衛も大丈夫だろうとは三人の内一人くらいは思った筈である。

一年ほど過ぎた昨日、この女性から便りが届いた。三人のおじちゃんたちは自分だけが手紙をもらったと内心想ったに違いない。私は自慢するつもりで他のおじちゃんに電話したら、私にも届いたと言って私からの電話を恨めしそうに聞いていた。

「続」 ロバート議事法とは？

八女支部 松尾 努

はじめに

福岡県土地家屋調査士会（以下「県会」という。）は、本年度 30 歳代の会長が誕生し、県会の改革や活性化を前面に打ち出している。県会の半数は若い理事さんが占め、今後の県会に期待を寄せるとともに 1 年間の動向に、一中堅調査士として注目したい。

そこで、若い県会会長や副会長は、理事会や委員会、総会等といった会議で議長や司会進行を余儀なくされる。

そういう筆者も、（公益）福岡県公嘱協会の理事として、地区の執行部会や理事会、総会といった会議に出席し、得てして賛成・反対の議論で会議が紛糾し時間どおりに終わらない経験もしている。

そこで、続編として以前（平成 25 年の会報）に投稿したロバート議事法の動議について詳しく述べたい。

1. 4つの権利と4つの原則

※4つの権利

(1) 多数決の権利

審議のための会議における表決の基本原則は、多数決によって採択されなければいけない。正規に召集された会合において、定足数の構成員が出席し、かつ投票する過半数が特定の事項を直接に承認しなければならない。この場合、白票や棄権は反対票とみなされる。

(2) 少数者の権利

少数の意見といえども大切にし、その内容を討論し検討する必要がある。

動議（＝会議において構成員が会議の意思決定を要求するために提出される正式の提案）提出者のみでなく**セカンド**（＝私は、その動議を会議で取り上げて検討することに同意すること）という賛成者を含めて 2 名以上になれば動議として取り上げられる。

(3) 個人の権利

会議においては、個人の名指し攻撃あるいは特定人物のプライバシーに関する件には触れてはならない。

(4) 不在者の権利

やむを得ず、出席できない者にも議決権を与えること。委任状提出等。

※4つの原則

(1) 一時一件の原則

一時に一つの議題しか検討することができないこと。例えば、時間と場所と方法を一度に討論し、決議してはならないということ。

(2) 一時不再議の原則

一度決定した議題は、掘り起こして同じ議題を再導入してはいけないということ。

ただし、異常な状況を前提とした特別な手段による場合は別である。

その場合は、3分の2以上の賛同者が得られて再審議が可能になる。

(3) 多数決の原則

特定の命題がその組織の行為、選択となるためには、多数決によって決議しなければならないという原則。会議において定足数を満たす構成員が出席し、投票する過半数が直接承認しなければならないということ。過半数の決議ということは、白票や棄権を除き賛成者が半数を超えることを意味する。

(4) 定足数の原則

会議の定足数とは、会議を開催したり、決議をするために、出席しなければならない投票権を持つ構成員の数をいう。通常の理事会や総会では2分の1以上となっている。

※発言のルール

議長の裁量によるところが大であり、会議を円滑ならしめるためには議長はもちろんのこと理事会の役員はこのルールを熟知していなければならない。

2. 議事の進め方

(1) 開会

(2) 出席者の確認

(3) 資料の確認

(4) 挨拶・依頼事項

(5) 報告事項

(6) 議長指名

会長や理事長を議長とする。しかし、議長職と会長職や理事長職とを兼ね備えることは、会議の運用面から好ましいことではない。

(7) 定足数の確認

(8) 議事録作成者及び議事録署名人の指名

(9) 新議題の採択

当日起きた新しい議題の採択の可決を決定

(10) 審議事項

A 特別議事

B 一般議事

特別議事は、前回の会議において、この会議で特別にかけることを予告しておいた議題で、優先的に審議する。

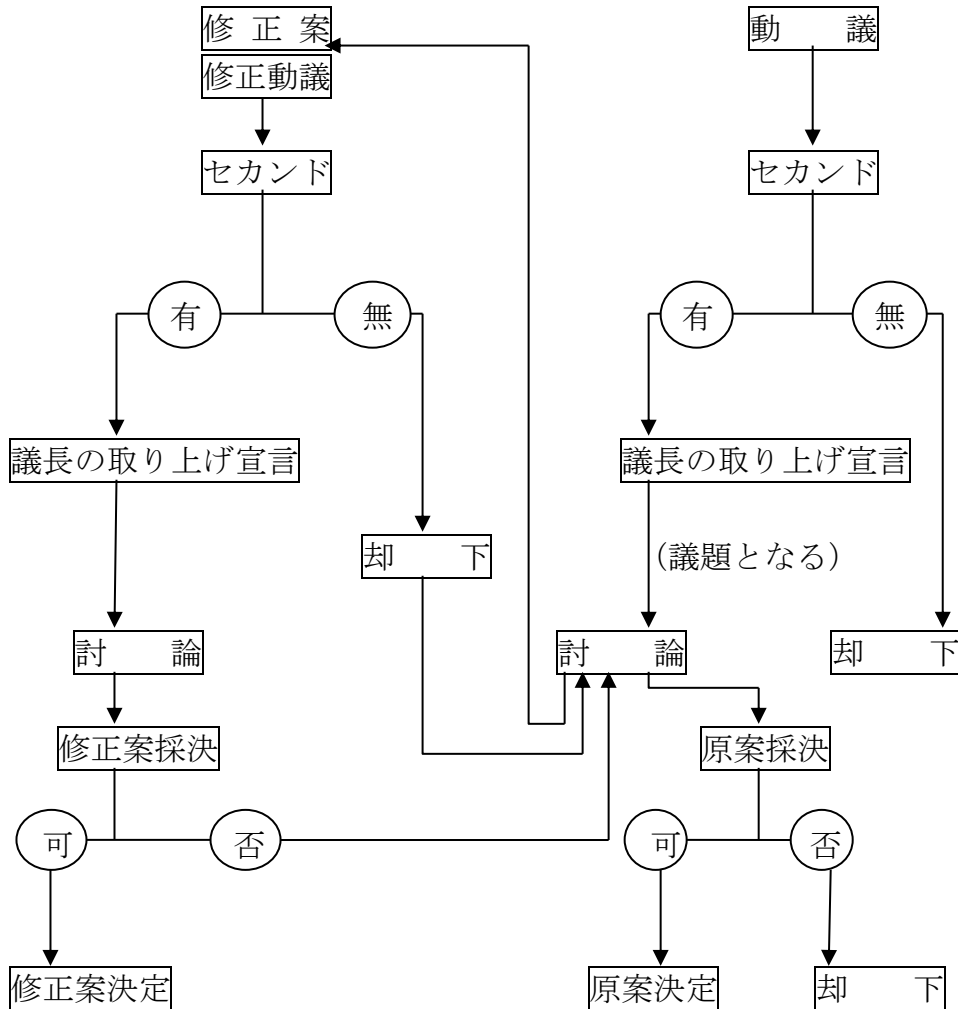
また、前回よりの未決議題も優先的に審議する。

(11) 協議事項

(12) 次回開催日決定

(13) 閉会

3. 議事の流れ (フローチャート)



前図は一つの動議の流れを表したものです。ロバート議事法では、公平性を尊重するために一つ前進するのに一つのチェック機関が設けられてある。動議が出されると、それを提案者以外にも共通の動議とするためセカンドを取る。セカンドがなければ却下される。

セカンドがあれば、議長の取り上げ宣言により動議は初めて議題となる。

議題は修正動議が出ない場合は、意見が出尽くすと採決になり、採決の結果、可決されれば原案決定、その組織全体の意志となる。否決の場合は却下される。修正案が出された場合には、修正動議に対してセカンドを求める。セカンドがある場合には、議長の取り上げ宣言により新たな議題として討論される。意見の出尽くしたところで採決に移る。

否決された場合は原案に帰る。可決された場合には修正案は可決案となる。

動議とは、会議の意志決定を求める提案を審議の対象とするために会議に持ち込むことをいう。動議がセカンドされ、正式に審議の対象になれば、それまでの議題は一時中断され、構成員はこの新議題について、審議または採決することを義務付けられる。

構成員をそのことで拘束する権利を持っている。それだけに、動議の乱用は会議の中断となるため慎重な扱いが必要と思われる。

ここまでの、前回の資料をまとめたもの

4. 動議の種類 (25 種類)

※ 優先動議

(1) 会合時間決定の動議

会議を延長し、再開する時間決定の動議。日付・時間、場所を含む。

この動議は、修正についてのみ討論できる。セカンドは必要。1/2 の賛成が必要。

「私は、この会議が延会され明日 13 時に再開されることを動議として提出します。」

(2) 休会（休憩）の動議

休憩の動議は、投票が行われその開票に手間取るとかいう時に提出される。

休憩時間及び会議再開に時刻を明示しなければならない。セカンドは必要。

1/2 の賛成でよい。

「私は、投票が行われ開票に少し時間がかかるように思われます。15 分間休憩することを動議します。」

(3) 閉会の動議

閉会を求める動議。セカンドが必要。1/2 の賛成が必要。

「まだ時間もあるようですが、審議事項も片付きましたので閉会するよう動議します。」

(4) 緊急質問

非常に緊急性を含んだ内容も持たねばならない。故に、セカンドは不要。

議長の裁断で取り上げができる。会議全体にかける場合は 1/2 の賛成が要る。

「発言者に対して不当な野次があり、円滑な審議ができません。議長より善処してください。」「先ほど来審議されている予算の内容ですが、以前発表された内容と大きな違いがあります。担当者よりその点、ご回答願います。」

(5) 議事日程変更

議長が議事日程を間違えたとき、また何らかの事情により議事日程を変更しようとするときに提出します。セカンドはいらない。2/3 の賛成が必要。

「議長、本日の議事日程に関し第 5 号議案を第 1 号議案の後に討議するよう日程変更を動議します。」

※ 補助動議

(6) 棚上げ動議

審議にもっと時間をかけて討議したほうが良いという時、周囲の状況からすぐ結論を得ることが困難だという時に提出される。セカンドが要る。

1/2 の賛成が必要。

「第2号議案は資料もあきらかに不足しており、調査の必要もあろうかと思えます。よって一時棚上げすることを動議します。」

(7) 採決要求

討論が長々と続いたり、意見が分かれてなかなか結論が出ないときに提出される。セカンドが要る。2/3の賛成が必要。

「いろいろな意見が出されていますが、なかなか結論が出そうにありません。よって、討議を打ち切り採決することを動議します。」

(8) 制限つき討議

討議について制限を加える動議で、発言回数、発言時間、会議全体に対する合計時間の制限が含まれる。要セカンド。要2/3。

「時間もないので、発言は5人、各人2分以内にするように求めます。」

(9) 一定時まで延期

この動議の正当な目的は、審議のためにもっと都合の良い時間を設けようとするところにある。主動議にすくなくとも好意を持っている人によって出される。

要セカンド。要1/2。

「この議題を延期し、〇月〇日の理事会の特別議事として提出することを動議します。」

(10) 委員会付託

ある問題を委員会へ付託するために用いられる動議。この動議が可決されると、原動議は一時処理されたことになる。なお、この動議は再び提出されない限り審議されることはない。要セカンド。要1/2

「この問題を理事会で検討するには少し困難なように思います。専門家の集まりであるA委員会に付託する動議を提出します。」

(11) 全体の委員会へ持越

この動議は、その会議自体が、会議終了後特別委員会になる場合である。

要セカンド。要1/2。

「この件については、後ほどこの理事会を大会実行委員会に切り替え、同委員会にて討議するよう動議します。」

(12) 修正

一部に修正を加えたり、削除したいときに提出する。原則として、修正は2度までしか許されない。修正動議には次のようなものがある。

1. 語句又は項の挿入
2. 語句又は項の削除
3. 言葉の置きかえ

要セカンド。1/2。前に採用されたもの（規約内規）の修正は2/3。

「私は、原水爆禁止について米国並びにロシアに協力を求める」という文字を「米国、ロシア、中国、フランスに協力を求める」というように修正することを動議します。」

(13) 不定期に延期

期限を決めずに延期する動議であるから、延期というよりむしろ却下するという内容を含んでいる。冒険的な非常に不穏な状態を招くときに用いられる動議。要セカンド。要 1/2。

「理事長に辞職を勧告する動議に関し、私はこれを不定期に延期する動議を提出します。」

※ 本動議

(14) 一般議事の動議

通常の議題となりうる動議。特別議事、再議を除いて他の全ての議題に優先する。要セカンド。要 1/2。

(15) 審議再開の動議

何らかの理由で審議が断されている時に提出される。要セカンド。要 1/2。再審議はできない。

(16) 再審議

現在審議中のものより優先される。セカンドは不要。要 1/2。

「本会議の 2 号議案で可決承認された全体事業のスローガンの件ですが、私は先ほどの採決では賛成いたしました、このスローガンが〇年前のスローガンと類似しておりますので、再審議をお願いします。」

(17) 無効動議

決議に不信を感じた（例えば裏工作があった等）時に提出する。要セカンド。事前に通告があった場合は要 1/2。通告がなかった場合は要 2/3 又は総議員数の過半数。

「前回の理事会で第 3 号議案として可決された銀行借り入れの件ですが現在の財政で賄いきれると思いますので撤回することを求めます。」

(18) 特別議事の動議

会の規約等を変更したい時の動議。すなわち、この動議により会の運営自体に変化が生じるもの。セカンドは不要。要 2/3。

「議事並びに規約改正案が次回の理事会での特別議事とされるよう動議を提出します。」

※ 付帯動議

(19) 規則の一時停止

この動議は、会議の基本原則を被らずに何かをやろうと思ってもできない場合、規則を停止して行う動議。よほどの事がない限り提出すべきではない。要セカンド。要 2/3。

「A案は先ほど棚上げすることを決定しましたが、どうしても審議すべき事情が生じたので、再び審議されるよう規則を一時停止する動議を提出します。」

(20) 動議取下げ

議長は、取下げには全員に異議がないか問いなければ取り下げる。

もし、意義が出た場合、1/2 の得票が要る。セカンドは不要。

(21) 審議反対

程度の低い議題、あるいは討論自体が争いの原因になるような場合に提出する。議案そのものを葬り去るためのもので、修正や討論が開始される前に提出されるべきもの。セカンドは不要。要 2/3。

「このような取るに足らない問題は時間の浪費ですので審議の必要はないと思います。」 「A案は調査士会が取り上げる問題として不適當なので審議することに反対です。」

(22) 議事進行

議事の引延しや不合理な動議によって、会議の進行が妨げられているとき議事進行を促すこと。この場合、議長は議事進行について促進するよう配慮する。

しかし、議長が今討議していることが決して間違っていないと考えるときは、無視しても良い。この動議は、他人の発言中であっても議長の指名がなくても異議を述べることができる。

(23) 議長決定に対する異議申し立て

採決等の時間、方法に間違いがあったり、その他議長判断に異議のあるときに提出する。要セカンド。議長は自分の決定に対し、会議参加者に諮ることができる。議長を含む 1/2。賛否同数のときは議長の決定が支持されることになる。「議長、今の決定は間違っていると思いますので、異議申し立てを動議します。」

(24) 動議を分けて審議

複数の動議を同時に審議しているようなときに提出し、一時一件の原則に基づいて審議する。セカンドは不要。

「8月30日、10時より福岡市の百道パレスで研修会をおこなうとの動議が出されましたが、まず、日時を決めその後に場所をどこにするのか分けて審議することを求めます。」

(25) 点呼

点呼とは、定足数に満たない場合に欠席者に対し出席を強制する動議を提出すること。要セカンド。

おわりに

理事会や総会における会議は審議のための会議である。理事さんや役員さんは、会議の前には必ず資料に目を通し、いかなる質問が出るのか想定しておかなければならない。会長をはじめとする役員さんは、我々調査士会員の代表であり、会則やロバートルールをしっかりと理解して会議のための会議にならないよう、調査士会を運営していただきたい。

小言幸兵衛の見た二宮金次郎の足跡

西福岡支部 山本繁樹

小言幸兵衛というのは古典落語に出てくる細かいことにうるさい登場人物で、今回はこの幸兵衛さんの立場で二宮金次郎の足跡をたどりたいと思います。

事の起こりは、もういくつ寝ると定年退職？とカウントダウンしかけた時に、いきなりの花の都、江戸勤務となってしまったのです。江戸はど真ん中の麻布十番での単身赴任生活、休日はやることもなく、スーパーカブ 90 を走らせて、日光やら箱根やらに行っていたのですが、その内、日光近くの今市に、かたくりの湯という温泉センターがあることが分かり時間さえ許せば、ここでのんびり湯に浸かり、大広間の畳の間で昼寝をし、帰りに宇都宮餃子を食べるのが定番となっていました。

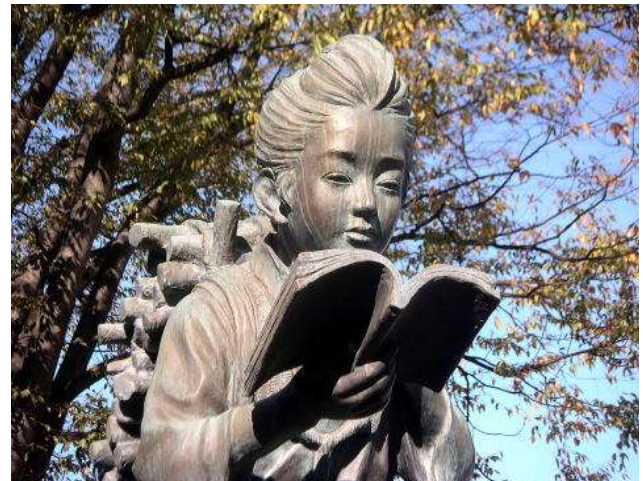
そんなある時、センター内に置いてある雑誌図書の中に、「現代に生きる二宮尊徳の実践的な思想」という本が、目に止まったのでした。

はて、今市と金ちゃんはどんな関係があるのだろうと疑問に思い、有り余る時間をフル活用して二宮金次郎の足跡をたどったのでした。

二宮金次郎というと小学校の片隅にたたずむ薪を背負って本を読んでいるコンクリート像を思い浮かべるのではないのでしょうか。不思議なことに、1度たりとも先生から詳しい説明を聞いたことはありませんでした。

おそらく、説明しなかったと言うよりは出来なかったという方が正しいのかも知れません。

戦前は、修身の時間に、忠孝やら儉約やら勤勉の象徴として語り継がれていたと聞き及びますから戦後は、ぱったりと語ることが無くなったからなのでしょう。



さて、ここで二宮金次郎のイメージを皆様方と共有してから足跡を語っていきたいと思います。

まず、この様な像が作られる元となったのは、明治時代に幸田露伴が少年少女向けに「二宮尊徳翁」を執筆するに当たり、何か挿絵が欲しいということになり、中国の本から適当なイラストを引っ張りだしたものでした。これくらいの薪の量じゃ煮炊きと暖房及び風呂沸かしの1日分にも足りないと思いませんか。

実際には大量の薪を2つに分けて紐で縛り、天秤棒の両端をとがらせて、その両端に薪の束を刺して、肩に担いで売りに行ったのでした。読んでいる本は漫画本ではなくて、中国の四書五経の中の大学という本で、儒学入門の書を読んでいたのです。

昨今大都会の町並みで、ひととき遅く歩いている連中を追い越してみるとやはりと言うかゲームやらメールをやっている歩きスマホがほとんどです。我が金ちゃんは歩きながら本を読むようなことは一切していません。なんせ、天秤棒を担ぎながら本など読めるわけが

ありません。一仕事終わっての帰り道に、足柄山の中腹にある大きな石に腰掛けて読んでいたそうです。今でもその石は金次郎が腰かけた石として実在するそうです。

前都知事猪瀬直樹氏が書いた「二宮金次郎はなぜ薪を背負っているのか？」によると現代の年間消費支出の光熱費の家計負担は6.6%だが、江戸後期には、14.2%もあり、自給自足に思われがちな江戸時代の方が燃料コストは高かったと書いている。本来、山にあるシバや薪は自宅用以外は取ってはならないという取り決めがあったらしいのですが、あまりにも貧乏だったので、特別に売りに行くことを村人たちが認めていたようです。薪は非常に効率のよい現金収入商品で、住んでいる足柄平野のカヤマ村から城下町である小田原まで10キロほどの道のりを売りに行っていたのでした。

ああ、大事なことを忘れていました。

金ちゃんは、身長 182 センチ 体重 92 キロのとてつもない大男で、足の大きさ 28 センチも有りました。

小田原市尊徳記念館には金ちゃんのわらじが展示してあり、多分レプリカでしょうが、見ればその大きさに圧倒されます。

野口英世記念館には彼の等身大の写真がありますが、身長は 153 センチしかありません。展示してあるブーツは 21 センチだったと思います。

お伊勢参りに行くと江戸時代の建物を再現した展示館が有りますが、ハッピー姿の 150 センチの一見子供のような人形が立っています。これが江戸時代の成人男性の平均的な背の高さだと説明されています。

現在でも大きいと感じるのですから当時の人達が見れば仁王様のように感じたことでしょう。

金ちゃんが生まれたのは、紛れも無く江戸時代ですが、彼が 70 歳で亡くなった後、僅か 11 年後には、大政奉還王政復古が始まったわけですからそんなに昔の人ではないわけです。

私などが生まれる 100 年ぐらい前に活躍した人なのです。さて、一般的なイメージを払拭した所で、金ちゃんについて語っていきましょうか。

彼はどんな人かと言ってしまうと、農政家、農業技術者、信用組合理事長、思想家、経営コンサルタント、作家、建て直しのプロで、全社的品質管理 (TQC) の実践者等々という事になりまして、とても一言では言えないという結論に至るわけです。



金ちゃんは小田原市酒匂川（さかわがわ）流域で誕生したのですが、当初はそんなに貧乏ではなく、親父さんはお人好しでお金を貸してくれと言われれば断り切れず、貸しても返って来たためしはなかったと言うことです。そんな中で、酒匂川が氾濫し、田んぼは水に浸かり、貧乏まっしぐらと突き進むのでした。

困った金ちゃんは酒匂川の修復工事の人足として働きに出るのですが、大人一人分の働きが出来きず、申し分けないと自宅に帰ってから夜なべしてわら草履を作り、翌日に無料で配って廻るのでした。

泣けるじゃあ～りませんか。

金ちゃんには、3歳下の弟友吉と12歳下の弟富次郎がいました。この富次郎が生まれた時、一家はやっていけないぐらいの貧乏まっただ中でしたから富次郎を山一つ越えた親戚の家に里子に出したのでした。しかし、母親のよしは乳が張ると子供のことを思い出し、腹を空かせているのではないだろうかと毎晩泣くのでした。見かねた金ちゃんは、どんなに貧乏でも家族は一緒に暮らすべきだと考えて、夜中に弟を取り戻しに山道を走るのでした。ここは涙なしには語れない所なのですが、のちに小田原市尊徳記念館を訪れた際、ボランティアの説明要員の方は、このクライマックスを、あれは乳が張るから泣いていただけと素っ気ないお言葉であった。

この感性の違いどう思います？。

そんなことで益々貧乏になっていく中で、父親が死に、後を追うように母親までもが36歳の若さで亡くなるのでした。二宮金次郎15歳の時に、一家離散となり兄弟ばらばらとなり親戚に預けられるのでした。記録にはありませんが、この時の金ちゃんは頑張って頑張って親父が持っていた田んぼよりも大きな田んぼを手に入れ、貧乏とは一切縁を切るぞと思ったことでしょう。そのように思ったのは、小言幸兵衛一人だけでしょうか。

引き取られた万兵衛伯父さんのもとの、農業従事者としての基本を徹底的に叩き込まれるわけですが、この伯父さんは昔気質というか百姓に学問はいらぬと、夜に勉強すれば、行灯の油が余計にいると言うのでした。

菜種油は貴重品だったので、村人から菜種を5勺（1合の半分）ほど手に入れて近くを流れる小川のほとりに種をまいた。翌夏には菜種が七升ほどに増えて、1升につき油2合と換えてもらったとある。（猪瀬氏の本より）

この油を明かりにして、勉強に励んだが、またまた万兵衛伯父さんが勉強の邪魔をする。夜なべすると明日の農作業に全精力で打ち込めないからやめろというのだ。

今日びの子供達は、勉強部屋がないと勉強出来ないという。エアコンがないと暑いから勉強出来ないという。金ちゃんの意気込みを教えてやりたいものだニャ～。

この菜種油の件から後に積小為大という考えを持つに至ったのです。

積小為大

大事を為そうと考えたら、小さな事を怠らず励まなければならない。

小が積って大となるからだ。

ところが小人はいつも、大きな事を望んで、小さい事を怠る。

出来もせぬことにくよくよして、易しい事につとめない。

それだから、いつまでたっても大きな事が出来ないのだ。

幼少期年表

1787年 金次郎誕生

1790年 弟友吉誕生

1799年 弟富次郎誕生

1800年 父利衛門48歳没(金次郎13歳)

1802年 母よし36歳没 (金次郎15歳)

1802年 一家離散 伯父方に寄食

これは大は小が積み重なって大となることを知らないからだ。
たとえば百万石の米でもその粒が大きいわけではない。
千里の道も一歩ずつ歩いて行きつける。
こういうことをしっかり腹の中へ入れて、小さい事を一生懸命でやれば、
どんな大きな事でもきっと成就する。

18歳になった金ちゃんは、一家再興を志し、相性の悪かった万兵衛伯父さんの所を出て、名主さん宅で住み込み奉公をして、お金を貯めていったのでした。

漫画家西原（さいばら）理恵子氏はその著書の中で、「貧乏の良さというのは、もう2度と貧乏には戻らんと心に染み込ませてくれたことなんだ。」と述べていますが、きっと金ちゃんもそんな気持ちで、頑張ったことでしょう。

その後、独立して田んぼを次々に手に入れて、これを小作人に管理させ、自らは小田原の城下町で、奉公して賃金を得るのでした。

これはフィリピンなどで、教養のある女性が外国人宅の家政婦として高給を取りながら自らはもっと安い賃金で家政婦を雇い入れるのに似ています。

この頃より少し余裕のあるお金を8%の金利で貸し付けています。当時15%~20%が通常の金利であったことから相当低金利で貸し付けていたこととなります。後年お金のない農民夫婦に農機具、種、生活費として5両貸し付けて、翌年から1両ずつ5年間払わせて、5年間払えればあと1年払えるだろうと6年目に1両を利子分として受け取っています。ここが、金ちゃんが信用組合理事長と言われるゆえんですが、お金を貸すだけでなく、農業指導もしていますし、毎日欠かさず見廻りをし、仕事に精を出さない者に対しては相当厳しく指導した様です。この様な互助システムを通じて、金ちゃんは複利の力を感じ取っていくのでした。4両2朱を年利1割5分で運用すれば、45年目には2,139両2分2朱と算盤で計算している。実際には2,222両になるらしいが。（猪瀬氏の本より）

右の家は小田原市尊徳記念館の横に移築された二宮金次郎の実家です。

新田開発は暫くの間、年貢を猶予されていたから精力的に新田の開発をし、蓄財を増やしていきます。ここで疑問なのが、なぜ他の農民は新田開発をしなかったのだろうかということです。くだんのボランティアの説明要員の方に尋ねた所、「そりゃ金次郎さんの馬力だからやり遂げることが出来たのであって、他の人達は自分の田んぼだけで精一杯だったんだ。」とのお言葉でした。

金ちゃん26歳の時、彼の手腕を見込まれ、小田原藩服部家に入り、財政建て直しを図るのでした。この後、結婚、離婚、再婚、小田原藩の飛び地桜町領（栃木県）の立て直しと波瀾万丈の人生を歩んでいくことになるのです。



さて、いくら応募原稿に字数制限なしとはいえ延々と書き続けたならヒンシュクを買うことに成りかねません。

ご要望があれば、後編に続くということで、まずはこれまで、完結といたします。

拙い文章を長々と読んで頂き、誠に有難うございました。

ラジオCM掲載について

広報部長 村山隆徳

広報部では、昨年度から2年にわたり、外部に向けた調査士会の認知度を上げる為の活動の一環として、RKB ラジオによる、ラジオCMを1か月間行いました。

この作品は、西福岡支部 山本繁樹会員から頂いた投稿を基に作成したもので、前編の問題提起編と後編の問題解決編の2本立てとなっております。福岡会のCMらしく博多弁による掛け合いが、親近感の湧く作品となっております。短いCM時間内に非常によくまとめられた作品です。

本年度のラジオCMは、既に終了しておりますが、聞き逃された方やもっとよく聞きたいとおっしゃる会員の方のご要望もあり、この度会報ふくおかにアップさせていただいております。

是非ご視聴頂きますよう宜しくお願い申し上げます。